

の個別の条項に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき事由（市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、及び本契約、入札説明書等の不備又は（市の責めに帰すべき事由による）市による変更をいう。以下、本条において同じ。）により、本事業に係る費用が増加し、若しくは損害が発生した場合、市は、当該費用又は損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業に係る費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該費用又は損害を負担する。また、事業者の責めに帰すべき事由には、市以外の関係機関との協議により本事業関連書類を変更した場合を含む。
 - (3) 王子公園再整備基本計画【全体編】に記載される大学ゾーンに影響する部分は市と協議の上、決定するものとする。
 - (4) 法令等の変更又は不可抗力により本事業に係る費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第6章の規定に従う。
- 5 本事業関連書類の変更に関し、市の責めに帰すべき事由により、本事業に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、市は、事業者と協議の上、市が定める期間、本引渡予定日及び本供用開始予定日の両方又はそのいずれかを変更する。

第2章 本施設の整備

第14条（基本設計の実施）

- 1 事業者は、本契約締結後、本事業関連書類に従い、本施設の基本設計（以下「基本設計」という。）を開始する。
- 2 事業者は、基本設計開始前に、本事業関連書類に従い、全体設計工程表（基本設計の着手から実施設計の成果物の引渡しまでの作業工程を記載したものをいう。）、基本設計の着手から基本設計の成果物の引渡しまでの作業工程を記載した基本設計工程表（以下「基本設計工程表」という。）及びその他の必要事項を記載した設計業務計画書（以下「設計業務計画書」という。）並びに様式6-7及び様式6-8を市に提出し、市の承認を得る。事業者は、市の承認を得た設計業務計画書及び基本設計工程表の内容を変更しようとするときは、市の事前の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、基本設計開始前に本施設の基本設計の方針（以下「基本設計方針」という。）を市に提出し、市の承認を得る。事業者は、市の承認を得た基本設計方針の内容を変更しようとするときは、市の事前の承認を得なければならない。
- 4 市は、事業者に対し、本施設の設計に関して意見を表明することができる。事業者は、市からの本施設の設計に関する意見を最大限考慮するものとし、市が基本設計に関して合理的な意見を述べた場合、事業者は、市と協議の上、市の当該意見に可

1 総則

(1) 基本的な考え方

事業期間を通じて適正かつ確実に事業が遂行されるよう、事業者が実施する各業務の実施状況について、事業者自らが確認及び管理（以下「セルフモニタリング」という。）するとともに、市がこれをモニタリングし、本事業関連書類に従い、要求水準書及び事業者が提案した業務内容・業務水準（以下「要求水準等」という。）を達成していること及び達成しないおそれがないことを確認する。

市が実施するモニタリングは、基本的には事業者が実施するセルフモニタリングの結果を活用して実施する。ただし、市が直接実地調査や現場スタッフに対するヒアリング、独自の利用者アンケート等の補足的なモニタリングを実施する場合もある。

市がモニタリングを実施した結果、事業者の責めに帰す事由により、要求水準等が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、市は事業者に対して是正勧告、契約解除等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を行うことは、事業契約書に基づく市の契約解除権の行使を妨げるものではないので留意すること。

(2) モニタリングの対象

モニタリングの対象は、原則として入札説明書等で定めるすべての内容を網羅するものとする。ただし、要求水準等に定めのない事項であっても、適正かつ確実な業務の履行に影響のある場合は、市と事業者が協議して、モニタリングの対象として定めることができる。

(2) モニタリングの費用負担

モニタリングの実施に際して、市に発生した費用は市の負担とする。ただし、市が実地調査等を行う場合に、事業者に発生する費用は、事業者の負担とする。

事業者が実施するセルフモニタリング及び報告書の作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

2 モニタリングの実施方法

(1) 基本的な考え方

事業者は、設計・建設に係るセルフモニタリングを実施することを前提に、要求水準等に基づき、確認項目、時期及び確認方法等を示したモニタリングの実施計画を策定（以下「要求水準等確認計画書」という。）し、市の確認を受ける。

事業者は、設計業務、工事監理業務、建設業務の履行に伴って作成する以下の各提出書類、成果物及び施工状況を基に、各業務の履行について要求水準等確認計画書に従い確認を行い、その結果を市に「要求水準等確認報告書」として提出し報告を行う。

	提出書類	提出時期
共通	①総合工程表	契約締結後速やかに
	②体制表	契約締結後速やかに
設計業務	①設計業務計画書	設計業務の着手前
	②様式 6-7 及び様式 6-8	設計業務の着手前
	③基本設計方針	基本設計開始前
	④基本設計図書	基本設計完了時
	⑤請負代金内訳書	基本設計完了時
	⑥実施設計工程表	実施設計開始前
	⑦実施設計図書	実施設計完了時
	⑧総括工事費内訳書	実施設計完了時
建設業務	①建設業務計画書	建設工事着手の7日前まで